

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 5-1 |
|-------------------------|---|-------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 輸出水産物の振興に関する法律第3条第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>輸出水産物の振興に関する法律 第3条、第3条の2、第3条の3 (事業場の登録)</p> <p>第三条 輸出水産業者又は製造受託者(他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者をいう。以下同じ。)は、農林水産省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につき、当該事業場の所在地(漁船の場合にあつては、当該漁船の主たる根拠地)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 (登録の申請)</p> <p>第三条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 事業場の名称及び所在地(漁船の場合にあつては、当該漁船の名称及び主たる根拠地) 三 製造しようとする輸出水産物の名称 四 農林水産省令で定める製造施設の構造及び能力 五 農林水産省令で定める技術者の数及び担当業務 六 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。 (登録の基準)</p> <p>第三条の三 都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、登録をしなければならない。</p> <p>一 申請に係る事業場の前条第一項第四号の農林水産省令で定める製造施設が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。 二 申請に係る事業場における前条第一項第五号の農林水産省令で定める技術者の資格及び数が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。 三 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基づいて利用することができないと認められるとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項第一号及び第二号の農林水産省令を制定し、又は改正するには、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようにしなければならない。</p> <p>昭和29年11月30日農林省令第72号「輸出水産物の振興に関する法律施行規則」第2条、第3条、第7条、第8条、第9条、第10条(別紙)</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 処分が希であり、事例が少なく処理期間の設定が困難である。 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |

| | | | |
|------|-------|------|-----|
| 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 5-1 |
|------|-------|------|-----|

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>審査基準 (未設定の場合は その理由)</p> | <p>昭和29年11月30日農林省令第72号「輸出水産物の振興に関する法律施行規則」第2条、第3条、第7条、第8条、第9条、第10条</p> <p>(輸出水産物の種類)</p> <p>第二条 法第三条第一項の農林水産省令で定める輸出水産物の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む。以下同じ。)</p> <p>二 冷凍まぐろ類(冷凍かつおを含む。以下同じ。)及び冷凍めかじき</p> <p>三 いわし類かん詰、さんまかん詰、あじかん詰及びさばかん詰</p> <p>四 魚類肝臓油</p> <p>五 かにかん詰</p> <p>六 天然寒天</p> <p>七 工業寒天</p> <p>八 さけかん詰及びますかん詰</p> <p>九 鯨油</p> <p>十 国内真珠</p> <p>十一 球形海外真珠</p> <p>十二 半球形海外真珠</p> <p>十三 えびかん詰</p> <p>十四 かきかん詰</p> <p>十五 冷凍のまだら、すけとうだら、からすがれい及びあぶらがれい(フィレーに限る。以下「まだら等の冷凍フィレー」という。)</p> <p>十六 冷凍のまだら、すけとうだら、からすがれい及びあぶらがれい(魚肉ブロックに限る。以下「まだら等の冷凍魚肉ブロック」という。)</p> <p>(登録を受けることを要しない場合)</p> <p>第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 輸出水産業者が、当該事業場において味付のまぐろ類かん詰、いわし類かん詰、さんまかん詰若しくはあじかん詰、塩水つけ及び水煮のえびかん詰以外のえびかん詰、くん製油つけ及び水煮のかきかん詰以外のかきかん詰又はあこや貝真珠以外の国内真珠のみを製造する場合</p> <p>二 輸出水産業者が、他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、若しくは冷蔵する事業を開始し、又は製造受託者が他人の委託を受けずに輸出水産物を冷凍し、若しくは冷蔵する事業を開始した場合であつて、その冷凍又は冷蔵の事業の用に供する事業場につき当該輸出水産業者又は製造受託者が既に当該輸出水産物の種類に係る法第三条第一項の登録を受けているとき。</p> <p>三 鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が小型鯨体処理場(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第八十三条に規定する小型鯨体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合</p> <p>(登録申請書の記載事項)</p> <p>第七条 法第三条の二第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 前条に規定する主任技術者の氏名</p> <p>二 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじき、まだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る登録の申請である場合には、輸出水産業者としての登録の申請であるか、製造受託者としての登録の申請であるかの別</p> <p>三 当該申請が冷凍まぐろ類及び冷凍めかじきに係る輸出水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまぐろ類(かつおを含む。以下同じ。)若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであるか、他人に委託しないで当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵するものであるかの別及び他人に委託して当該事業場においてまぐろ類若しくはめかじきを冷凍し、又はこれらの冷凍品を冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 当該申請がまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックに係る輸出水産業者としての登録の申請である場合には、他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるか、他人に委託しないで当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵するものであるかの別及び他人に委託して当該事業場においてまだら等の冷凍フィレー又はまだら等の冷凍魚肉ブロックを冷蔵する場合には、当該他人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(登録申請書の添附書類)</p> <p>第八条 法第三条の二第二項の農林水産省令で定める書類は、左に掲げる書類とする。</p> <p>一 製造施設の配置状況を示す図面</p> <p>二 当該事業場の施設で別表第一に掲げる製造施設以外のものの概要を記載した書面</p> <p>三 前条第一号の主任技術者の住所及び経歴を記載した書面</p> <p>四 当該事業場における従業員の職種別人数を記載した書面</p> <p>2 前項第三号の書面は、その末尾余白に最近六箇月以内に撮影した当該主任技術者の正面、上半身、無帽の名刺型の写真をはりつけたものでなければならない。</p> <p>(製造施設の基準)</p> <p>第九条 法第三条の三第一項第一号の農林水産省令で定める基準は、別表第一の中欄に掲げる製造施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(主任技術者の資格及び数の基準)</p> <p>第十条 法第三条の三第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、別表第二の上欄に掲げる輸出水産物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> |
|------------------------------------|---|